

平成 29 年 12 月 27 日

政治資金規正法施行規則の一部を改正する 省令案に対する意見募集

総務省は、政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令案をとりまとめました。

つきましては、この案について、平成 29 年 12 月 28 日（木）から平成 30 年 2 月 1 日（木）までの間、意見を募集します。

1. 概要

総務省行政評価局が実施した「申請手続等の見直しに関する調査—戸籍謄本等の提出が必要とされる手続を中心として—」の結果報告書において、登録政治資金監査人の登録については、「戸籍の抄本の提出を本籍記載のある住民票の写しの提出で代替することとし、旧姓の登録を希望する申請者にのみ戸籍の抄本の提出を求める措置を講ずる必要がある」とされ、適切な措置を講じるよう平成 29 年 3 月 28 日付で総務大臣あてに勧告がなされたため、政治資金規正法施行規則(昭和 50 年自治省令第 17 号)第 27 条第 1 項に規定する登録政治資金監査人に係る登録申請書の添付書類について見直しを行うものです(別紙 1 参照)。

2. 意見募集要領

(1) 意見募集対象

- ・政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令案（別紙 2）

なお、改正案については総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp/>)の「報道発表」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-Gov.go.jp/>)の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布します。

(2) 意見提出期限

平成 30 年 2 月 1 日（木）

※ 郵送の場合、締切日の消印まで有効

※ 詳細については、別紙3の意見募集要領をご覧ください。

4. 今後の予定

総務省では、皆様からお寄せいただいた御意見を踏まえ、速やかに公布する予定です。

(連絡先) 自治行政局選挙部政治資金課

(担当 : 岩崎補佐、杉田)

電話 : 03-5253-5578

FAX : 03-5253-5583